

春日井市プレミアム付き商品券『ささエール 2023』実施要綱

1. 目的

昨今のエネルギー価格や原材料価格の高騰により、中小企業並びに市民生活を取り巻く経済環境は非常に厳しい状態が続いている。

こうした中、市民の日常生活を支援するとともに市内事業者の経済活動を活性化させることを目的にプレミアム付き商品券を発行する。

2. 事業名称 春日井市プレミアム付き商品券発行事業

3. 商品券名 春日井市プレミアム付き商品券「ささエール 2023」

4. 実施主体 春日井市プレミアム付き商品券発行事業実行委員会

5. 事業内容

(1) 登録店資格

春日井市内に店舗を有する飲食業、小売業、サービス業など

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条の適用を受けている店舗、その他当要綱の規定に沿えない店舗は登録できません。

(2) 登録店申込期間 令和5年6月16日（金）～7月7日（金）

(3) 発行総額 18億円（内、プレミアム分3億円）

(4) 商品券販売単位

1セット 10,000円（額面12,000円）

@1,000円×12枚、@500円×24マス

注）プレミアム付き商品券は、利用者（購入者）が登録店の中から選んだ店（購入したお店）のみで利用ができます。

(5) 購入申込受付～販売

【申込期間】 令和5年 7月28日（金）～令和5年 8月18日（金）

【当選発表】 令和5年10月下旬～随時発送

【販売期間】 令和5年11月20日（月）～令和5年12月10日（日）

(6) 購入できる方

春日井市在住、在勤、在学の個人（年齢制限なし）

(7) 申込・抽選・販売

申込

●窓口申込

利用者（購入者）が春日井商工会議所又は商店街の特定の店舗にて、「購入申込書」に購入希望店舗及び購入希望セット数を記入し、提出する。

●WEB申込

利用者（購入者）が、プレミアム付き商品券HP内の専用申込フォームに購入希望店舗及び購入希望セット数を入力し、送信する。

抽選

- 店舗あたりの申込総額が、設定した販売上限額を超過した場合、抽選で購入者を決定する。

販売

- 登録店が、店頭にて当選者が持参する「当選券」と引き換えに商品券を販売する
商品券の販売は現金のみとする。

(8) 申込受付場所

- ①春日井商工会議所
- ②各商店街に設置する申込受付店舗

(9) 販売場所

各登録店店頭

(10) 購入制限

利用者購入上限額：1人あたり5万円まで

※1セット10,000円(額面12,000円)を5セットまで

登録店販売額：申込状況に応じて販売上限額を設定

(11) 利用期間

令和5年11月20日(月)～令和6年5月19日(日)

6. 登録店の費用

(1) 登録料(登録店1店舗あたり)

種別	一般料金	商店街連合会加盟・商工会議所会員
大型店	30,000円	10,000円
スーパー・ドラッグストア	15,000円	5,000円
上記以外の店舗	9,000円	3,000円

(2) 事務負担金 売上金額1,000万円を超過した金額に対し1%負担

(3) 販促物 登録店ポスター等の販促物は、登録料に含まれます。

7. 登録店の役割・注意事項

- (1) 登録店であることが分かる掲示物等を店頭に表示して頂き、自店で商品券を利用してもらうため、来店客や既存顧客を中心に商品券のPRをして頂きます。
- (2) 当選者が確定次第、「当選者名簿」を登録店にお渡しします。販売期間に当選者(購入者)が来店しますので、店頭にて「当選券」と引き換えに商品券の販売を行って頂きます。(当選券及び代金の受領)(商品券代金の受領は現金のみ)
- (3) 販売期間中に受領した「当選券」は各店にて保管し、販売期間終了後に速やかに実行委員会(商工会議所)へ提出してください。なお、商品券を全て販売終了した場合は、その時点で提出可能です。

提出締切 令和5年12月22日(月)

ただし、「当選券」は必ず登録店ごとに取りまとめの上、保管・提出をお願いします。複数店舗を展開している事業所は特にご注意ください。

- (4) 登録店により商品券が利用できる商品・サービスに制限を設ける場合は、各店舗において『店頭での表示』、『お客さまへの接客』等により十分にご案内をしてください。
- (5) 商品券でのタバコ、税金及び電気・ガス・水道等の公共料金並びに有価証券・切手・ギフト券等の換金性の高い商品への利用はできません。※お酒の販売は可能です

- (6) 商品券の取扱登録店欄に登録店の押印がない商品券は、理由を問わず無効です。
ご留意いただくとともに、商品券利用の際は必ず確認を行ってください。
- (7) 商品券の利用期限は、令和6年5月19日（日）までです。
- (8) 商品券で代金を受領の際、釣銭が発生しても出さないようにしてください。
- (9) 使用済み商品券は、提出して頂く必要はございません。登録店で管理してください。
- (10) 商品券及び当選券の盗難・紛失・汚損または滅失などに関して、実行委員会は一切その責を負いません。保管には十分ご注意ください。
- (11) 利用期間内にやむを得ず店舗を閉店する場合は、実行委員会へ連絡の上、販売済みの顧客に残金の清算等を必ず行ってください。
- (12) 自身の店舗の商品券については、経営者、従業員及び店舗関係者は購入できません。
- (13) 故意に閉店させたことが発覚した場合は、商品券販売相当額を返金していただきます。不正に商品券及びプレミアム分を取得する等の行為が発覚した場合は、「補助金適正化法」により、ただちに相当額の返金を求めるとともに参加資格を停止し、事業者名をHP等で公表します。なお、悪質な場合は当局への通告を行います。
- (14) 申込者の個人情報には厳重に管理するとともに、当事業以外の利用はできません。
- (15) 店頭での販売に関する対応は、通常の店舗利用者と商品券購入のみのお客様の対応を分ける、掲示物を貼る等、利用者に分かりやすい対応方法を十分に検討してください。
- (16) 上記の事項に従わない場合や、不正等が発覚した場合は、プレミアム分の返還等を求めるとともに、今後実行委員会が主催する同様の取組等への参加をお断りさせていただきます。

8. 登録店のPR手法

- (1) ホームページ（パソコン用、スマホ用）での登録店一覧掲載を行います。一覧表の掲載項目は、登録店番号・店舗名・所在地・TEL・URLとし、実行委員会の定めた業種区分で掲載します。
- (2) 「月刊はるる8月号」に店舗名一覧の掲載を行います。
- (3) 「広報かすがい」や新聞記事・タウン誌等で、登録店一覧の掲載を行うホームページへ誘導します。
- (4) 登録店ポスターを2枚配布します。また、データ（ダウンロード版）をホームページに掲載します。

9. 当事業PR計画

- (1) 新聞各社（中日新聞、中部経済新聞他）に事業PR掲載依頼
- (2) タウン誌にPR記事掲載
- (3) 春日井市広報（7月号、8月号）に記事掲載
- (4) ホームページ等（春日井市・春日井商工会議所・春日井市商店街連合会）によるPR

10. 入金方法

- (1) 利用者（購入者）に販売した“代金”の入金
登録店店頭にて販売対応をした際に、利用者（購入者）から受領した商品券の代金を、各登録店の売上として入金してください。（商品券の代金は現金のみ）
※別途、請求や換金手続きなどは必要ありません。
※会計上の経理処理については、各店舗に合わせて対応をお願いします。
- (2) 販売時に受領した「当選券」の提出による“プレミアム分”の入金
登録店店頭にて販売対応をした際に受領した「当選券」を実行委員会（商工会議所）

に提出することで後日、プレミアム分の合計金額を指定口座へお振込みさせていただきます。
※販売対応時は、必ず「当選券」を受領し、保管してください。
※「当選券」の提出がない場合は、プレミアム分算出に必要な情報が得られないため
いかなる理由があっても、プレミアム分のお支払いはできません。
※店頭にある商品券を全て販売した場合は、販売期間終了を待たずに提出が可能です
【プレミアム分支払日】令和6年1月31日（水）予定

11. 登録店申込時の提出書類

(1) 取扱参加店登録申込書

◎お問合せ先

春日井市プレミアム付き商品券発行事業実行委員会

春日井市鳥居松町5丁目45番地 TEL (0568) 81-4141 FAX (0568) 81-3123